

戸田市防災ラジオ等配付事業実施要綱

平成30年10月29日

市長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、戸田市（以下「市」という。）が整備する地域情報配信システムにより伝達される情報を受信するための防災ラジオ及び防災ラジオ（文字表示付）（以下「防災ラジオ等」という。）を市民、事業所及び防災関係団体に配付することにより、災害情報等の必要な情報の伝達手段を設け、もって市民の安全及び安心を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域情報配信システム 市が災害情報等の発信を目的として整備し、運用する情報処理装置で280MHz帯の無線局を使用するものをいう。
- (2) 防災ラジオ 地域情報配信システムにより伝達される本市の防災行政無線を受信するためのラジオ型端末で、受信した情報を文字で表示する機能を有しないものをいう。
- (3) 防災ラジオ（文字表示付） 地域情報配信システムにより伝達される本市の防災行政無線を受信するためのラジオ型端末で、受信した情報を文字で表示する機能を有するものをいう。
- (4) 市民 戸田市の住民基本台帳に記載し、又は記録されている者をいう。
- (5) 事業所 市内で事業を営む法人及び個人の事業所をいう。
- (6) 防災関係団体 自主防災組織その他防災活動を実施する団体で市長が認めたものをいう。
- (7) 聴覚障害者 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定する身体障害者手帳の交付を受けた者のうち、聴覚に関する障害の程度が2級以上のものをいう。
- (8) 配付 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（昭和39年条例第10号）第6条の規定により、対象となる市民、事業所及び防災関係団体に防災ラジオ等は無償又は時価よりも低い価格で譲渡することをいう。

(対象者)

第3条 配付の対象者は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に掲げる者と

する。

(1) 防災ラジオ 市民、事業所及び防災関係団体

(2) 防災ラジオ（文字表示付） 市民のうち自己又は自己と同一の世帯に属する者が聴覚障害者であるもの

2 前項の規定にかかわらず、配付の申請の時点において、自己又は自己と同一の世帯に属する者が既に防災ラジオ等の配付を受け、又は配付の申請をしている場合は、配付の対象者としなない。

（配付の申請）

第4条 配付を受けようとするもの（市民及び事業所に限る。以下「申請者」という。）は、戸田市防災ラジオ等配付申請書（第1号様式）に次に掲げる必要書類を添えて市長に申請しなければならない。

(1) 世帯全員の住民票の写し（市民の場合に限る。）

(2) 身体障害者手帳の写し（市民のうち自己又は自己と同一の世帯に属する者が聴覚障害者であるものに限る。）

(3) 市内で事業所を営んでいることを証明する書類（事業所の場合に限る。）

2 前項の規定にかかわらず、市長は、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の同意を得て公簿等により確認することができるときは、同項第1号に規定する書類の添付を省略させることができる。

（引渡し等）

第5条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、配付の決定を行うものとする。

2 前項の決定は、配付をもって行う。

3 防災関係団体については、市長が必要と認めるときに配付する。

4 配付を受けたもの（以下「所有者」という。）は、受領書（第2号様式）を市長に提出しなければならない。

（再配付）

第6条 所有者は、次の各号のいずれかに該当するときは、第3条第2項の規定にかかわらず、配付を再度受けることができる。

(1) 防災ラジオ等を紛失したとき。

(2) 防災ラジオ等が、防災行政無線を正常に放送（防災ラジオ（文字表示付）にあつては、受信した情報を文字で表示する機能を含む。）しないとき。ただし、附属品の不具合により正常に放送しない場合を除く。

2 所有者は、前項第2号に該当し、配付を受ける場合は、既に配付を受けた防災ラジオ等を市長に返還しなければならない。

3 第1項の規定により配付を受ける場合の手続については、前2条（前条第3項を除く。）の規定を準用する。

4 防災関係団体が第1項の規定により配付を再度受ける場合は、口頭、書面等によりその旨を市長に申し出なければならない。

（自己負担金）

第6条の2 防災ラジオ等の配付に係る市民、事業所及び防災関係団体が負担する自己負担金については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 第4条第1項の規定により配付する場合 3,000円

(2) 第5条第3項の規定により配付する場合 無料

(3) 前条第1項の規定により配付する場合 3,000円。ただし、同条第1項第2号に該当し、その理由が所有者の責によらず、配付を受けた日から起算して1年以内に再度の配付の申請又は申出をした場合は、無料とする。

2 既に納付された自己負担金は、還付しない。ただし、市長が過誤納その他特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

（禁止事項）

第7条 所有者は、配付された防災ラジオ等を目的外に使用し、又は第三者に譲渡し、貸与し、若しくは転売してはならない。

（返還）

第8条 市長は、所有者が、次の各号のいずれかに該当するときは、所有者に防災ラジオ等を返還させることができる。

(1) 偽りその他不正な手段により、配付を受けたとき。

(2) この要綱の規定に違反したとき。

（維持管理等）

第9条 防災ラジオ等の使用に係る電力の供給、電池の交換、接続機器類の設置、故障等の不具合が生じた場合の修繕その他の維持管理に要する経費は、所有者において負担するものとする。

（管理台帳）

第10条 市長は、配付に関し防災ラジオ等配付管理台帳（第3号様式）を整

備するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年10月29日から施行する。

附 則 (令和2年7月13日)

この要綱は、令和2年7月13日から施行する。

附 則 (令和3年3月30日)

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に印刷されている改正前の様式は、当分の間、取り繕って使用することができるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年7月3日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に印刷されている改正前の様式については、当分の間、取り繕って使用することができるものとする。